

第4章 使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示

平成 24 年において、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で 2 件である。

1. 改正概要

(1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

農林水産消費安全技術センターの「上席検査技術研究官」を告示から削除し、農林水産消費安全技術センターに新設された「労務管理官」を非組合員とし、既に告示されている農林水産消費安全技術センターの「人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、職員課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）」を「人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）」に改めるため、6 月 25 日、告示した。

(2) 独立行政法人製品評価技術基盤機構

既に告示されている「特許微生物寄託センター長」を「センター長」に改めるため、6 月 25 日、告示した。

2. 告 示

○中央労働委員会告示第 1 号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 15 年中央労働委員会告示第 1 号の一部を次のように改正する。

平成 24 年 6 月 25 日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センターの項中「上席検査技術研究官」を削り、「課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。）」の次に「労務管理官」を加え、「職員課」を削り、同表の独立行政法人製品評価技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中「特許微生物寄託センター長」を「センター長」に改める。